

サントリー-知多蒸溜所株式会社の事業計画に対する産業廃棄物焼却施設の技術上の基準等への適合状況

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則のうち、該当する条項

条 項 号	省令条文	サントリー-知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	施設は、杭を使用しコンクリートで施工した基礎に加え、地震力等の短期荷重、長期荷重、熱応力を考慮した鉄骨梁台上に設置される。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (2)立面図 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排液、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	必要箇所にSUS、FRP等を用いて施工することで、腐食を防止する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図①~⑥ 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	産業廃棄物の保管場所から所までを密閉構造にすることで、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭を防止する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	5号	著しい騒音及び振動が発生し、周囲の生活環境を構なわなむいものであること。	騒音の発生源となる機器は、可能な限り敷地境界から離れた場所に設置する。 防音対策が必要な箇所には防音シートを設置する。 振動の発生源となる機器は、敷地境界から離れた場所の、強固なコンクリート基礎の上に設置する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)断面図 2 維持管理に関する計画(構造基準) 6 生活環境影響調査書 p93~109
	6号	施設から排液を放流する場合は、その水質を水質環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排液処理設備が設けられていること。	施設からの排液は、既設の排液処理施設で処理を行い、維持管理基準に適合させたいえで海軍へ放流する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (6)排液の処理系統図 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に及び、十分な容量を有するものであること。	産業廃棄物は密閉構造の生粉ホッパー、濃縮液タンク、灰ホッパーで保管する。 保管容量は、施設の処理能力に対して生粉ホッパーは0.75日分、濃縮液タンクは1.2日分、灰ホッパーは2.4日分である。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤ 2 維持管理に関する計画(構造基準)
	12条の2	法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	-	-
5項		令第7条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準は、第四条第一項第七号(同号ロ(1)及び(2)並びにヌからイまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	-	-
	1号	次の要件を備えた燃焼炉が設けられていること。	-	-

条	項	号	省令条文	サントリリー知多蒸留所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
4条	1項	7号	<p>燃焼ガスの温度が摂氏八百度(令第七号第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。</p>	<p>炉は耐火材と断熱材の二層構造で、1000℃以上の耐熱性があり、廃棄物(コークス)及び燃焼ガス(コークス)を900℃以上の温度で燃焼させることができる。また、燃焼空気を昇温するために、熱風炉、炉上部に二次燃焼バーナを設置し、燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されている。</p>	<p>1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図</p>	
			<p>燃焼ガスが、摂氏八百度(令第七号第十二号に掲げる施設にあっては、千百度)以上の温度をもちつつ、二秒以上滞留できるものであること。</p>	<p>炉は耐火材と断熱材の二層構造で、1000℃以上の耐熱性があり、廃棄物(コークス)及び燃焼ガス(コークス)を900℃以上の温度で燃焼させることができる。また、炉内容積は185.1m³あり、燃焼ガスは設計計算上4秒以上滞留できる。</p>	<p>1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準)</p>	
		<p>焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあっては、次の要件を備えていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
	イ	<p>法第九条の二の四第一項の規定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあっては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供燃装置が、それぞれ以外の焼却施設にあっては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入すること、また、配管に設置した流量計で計測しながら、定期的に炉内に投入される。また、配管に設置した流量計で計測しながら、定期的に炉内に投入される。</p>	<p>—</p>	<p>1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図</p>		
	ロ	<p>次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
		(3)	<p>外気と遮断されたものであること。</p>	<p>燃焼室は外気と遮断された密閉構造を有する。</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<p>1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図</p>
		(4)	<p>燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏八百度以上)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	<p>燃焼空気を昇温するために、熱風炉、炉上部に二次燃焼バーナを設置し、燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されている。(通常時は、助燃装置を用いなくても燃焼ガス温度を900℃以上に保つことができる。)</p>	<p>適合していると認められる。</p>	<p>1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図</p>

条	項	号	指令条文	サントリ-知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	燃焼に必要な量の燃焼空気を供給するための流動空気ブロワと二次空気ファンが設置されている。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図①、③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
		ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室フリーボードの上部と下部の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
		ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摄氏二百度以下に冷却することができ、冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摄氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	炉から排出された燃焼ガスは、ボイラ、熱交換器を経由して冷却され、集じん機入口においては冷却空気の混合により、200℃以下になるように制御する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図④、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準)
		ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(このただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん機入口の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
		ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができ、排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	ばいじんを除去するための乾式集じん機を設置する。 揮発性有機化合物、塩化水素を除去するための湿式排ガス処理施設を設置する。 窒素酸化物を除去するために、炉内に脱硝液を噴霧するための機器を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤、⑥、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
		ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	排気筒に一酸化炭素濃度測定計を設置し、一酸化炭素濃度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図

条	項	号	省令条文	サントリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条の6	1号	ア	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる 灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼却設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	ばいじんは焼却灰は、炉から排出される。 ばいじんは集じん機で捕集した後、コンベアを経由して灰ホッパーで貯留される。	適合していると思われる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤、⑥ 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
			次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。		適合していると思われる。	
			(1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	ばいじんは密閉構造のコンベアで灰ホッパーまで搬送された後、フレコン詰め装置によりフレコン交換時の飛散防止のため、フレコン詰め装置の周囲はシートで囲う。	適合していると思われる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤、⑥ 2 維持管理に関する計画(構造基準) 4 処理工程図
			法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。		適合していると思われる。	
12条の6	2号	イ	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	事業場外からの廃棄物受け入れは行わない。	適合していると思われる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 6 生活環境影響調査書 p7
			施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	コン箱は計量コンベア、濃縮液は流量計で投入量を連続測定し、処理能力を超えないようにコンピュータが制御しながら炉に投入する。 また、計量値を遠隔監視室にいるオペレーターが常時監視し、自主管理値を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡し、調整を行う。	適合していると思われる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
			産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	異常発生時は、非常停止ボタンにより直ちに運転を停止する。 また外部への廃棄物の流出防止措置として、施設の周囲に防液堤を設置する。	適合していると思われる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)断面図 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
			施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	巡回による日常点検を実施する。 騒音・振動の発生源となる機器は、月1回の定期的な点検を実施する。 炉内は、年2回の定期的な内部清掃を実施する。	適合していると思われる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 6 生活環境影響調査書 p102、108

条 項 号	省令条文	サントリ-知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所	
12条の7	5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の保管場所及び廃棄物の炉までの供給設備は密閉構造である。巡回による日常点検を実施し、屋外へ廃棄物の漏えいがないことを確認する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	
	6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	廃棄物の保管場所及び廃棄物の炉までの供給設備は密閉構造である。巡回による日常点検、清掃を実施する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	
	7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	必要箇所に防音シートによる対策を実施する。 巡回による日常点検のときに、防音シートの状態を確認する。 月1回の振動、騒音測定を実施し、効果が落ちていることを確認する。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 6 生活環境影響調査書 p89~109	
	8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	施設からの排水は、既設の排水処理施設で処理を行い、維持管理基準に適合させたとうえで消臭へ放流する。 水質は連続測定装置を設置し、常時監視を行う。 また、週1回水質検査を行う。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (6)排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	
	9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	日常点検、定期的に実施した点検記録は、三年間保存する。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)	
	5項	法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	-	-	-
	1号	令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号八及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	設計温度900℃以上で燃焼を行う。 燃焼空気を昇温するために、熱風炉、炉上部に二次燃焼バーナを設置し、燃焼ガスの温度を保持するための助燃装置が設置されている。 燃焼ガス温度は常時監視を行い、自主管理値の範囲を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡して、調整する。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図	
	2号	法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	-	-	-
	4条の5	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	コンクリートは外気と遮断された状態で、密閉構造の箱型コンベア、スクリーンベアを介して定量的に炉内へ投入される。 また、濃縮液は外気と遮断された状態で、密閉構造の保管タンクからポンプにより定量的に炉内へ投入される。 計量値は遠隔監視室におけるオペレーターが常時監視を行い、自主管理値を超えたときは、警報でオペレーターへ連絡し、調整を行う。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図②、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図	

条 項 号	省 令 条 文	サントリリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
ニ	焼却灰の熱しやく減量がパーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合には、この限りでない。	流動床式で燃焼することで、熱しやく減量は、1%以下で燃焼することができる。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を起動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、熱風炉、炉上部の二次燃焼バーナにより、炉温を速やかに上昇させる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
ハ	運転を停止する場合には、助燃装置を起動させる等により、炉温を高湿に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、熱風炉、炉上部の二次燃焼バーナにより、運転して廃棄物を燃焼し尽くす。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室フリーボードの上部と下部の温度計により、燃焼ガス温度を連続的に測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摄氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摄氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	炉から排出された燃焼ガスは、ボイラ、熱交換器を経由して冷却され、集じん機入口においては冷却空気の混合により、200℃以下になるように制御する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図④、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(予のただし書の場合に於ては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん機入口に温度計を取付け、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、電子データとして記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
ス	冷却設備及び排ガス処理設備にたいはいしんを除去すること。	集じん機ではろ布に堆積したばいじんを圧縮空気で一定間隔で払落し、コンベアで排出する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を測ることができないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	一酸化炭素濃度は連続測定し、自主管理値を超えたときは、警報でオペレーターへ知らせて、廃棄物の供給量または空気量の調整を行う。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図

条 項 号	省 令 条 文	サントリー知多蒸溜所株式会社の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
7	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排気筒に一酸化炭素濃度測定計を設置し、一酸化炭素濃度を連続測定し、データを記録するための装置を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
7	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に依りて同表の下欄に定める濃度以下となるようにこれを焼却すること。 ※ 処理能力が100kg/h以上の場合、ダイオキシン類濃度 0.1 ng/m ³ N	一酸化炭素濃度、燃焼ガス温度を管理することで、ダイオキシン類の濃度に係る基準値(0.1ng-TEQ/m ³ N)を超えないように運転する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図③、(5)設計計算書 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物、ばいじん、臭化水素及び窒素酸化物(ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)は、月1回測定し、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回測定する。ばいじん、臭化水素及び窒素酸化物は、月1回測定し、記録する。	適合していると認められる。	様式第十八号第2面 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
エ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物濃度は連続分析計で常時監視し、規制値を遵守する。自主管理値を決め、警報管理を行うことで規制値を超える前に対処する。	適合していると認められる。	様式第十八号第2面 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
ク	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	湿式排ガス処理装置の上にデミスターを設置し排気塔からの飛散を防止する。装置周りにばいじん機を設置して外部へ飛散を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準)
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号のただし書の場合にあつては、この限りでない。	焼却灰(流動砂)は、炉から排出される。ばいじんは集じん機で捕集した後、コンベアを経由して灰ホッパーで貯留される。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)構造図⑤、⑥ 2 維持管理に関する計画(維持管理基準) 4 処理工程図
7	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器、消火栓を設置し、初期消火が行えるようにする。消火器、消火栓は、毎月自主管理点検を実施し、常に使用できる状態に保つ。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画(維持管理基準)